

瀬戸市地方創生先行型事業結果検証有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）を活用し、平成27年度に実施した事業に関し、K P I その他の事業結果の検証を行うため、「瀬戸市地方創生先行型事業結果検証有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の開催に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）を活用した事業の結果に関すること。
- (2) その他前号に付随する事項

(構成員等)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 懇談会の議事進行は、経営戦略部長が行う。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、経営戦略部経営戦略室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月30日から施行する。